

株 主 各 位

東京都江東区亀戸九丁目11番1号

## 日本化学工業株式会社

代表取締役 棚 橋 洋 太

### 第163期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第163期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区亀戸九丁目11番1号  
当社本店 研究棟記念ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

#### 株主総会に関するご留意事項

1. 招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結注記表」及び「個別注記表」とで構成されております。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から本通知発送前に当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nippon-chem.co.jp/>

日本化学工業 検索



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)  
午後5時45分到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)  
午後5時45分入力完了分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2021年6月24日(木曜日)  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

ここに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

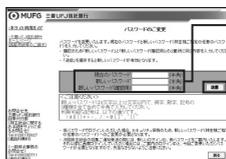
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。また、感染防止の観点から、ご出席の株主様はご自身の体調を考慮いただくとともに、マスク着用等可能な範囲で周囲へのご配慮をお願い申し上げます。今後の状況により本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nippon-chem.co.jp/>）の内容を随時更新いたしますので、ご来場前に必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### ■当社グループの経営理念

##### 「人を大切に、技を大切に」

私達は、創業以来百有余年、大きな社会変動を乗り越えて良質な製品を作り続けてきました。この伝統と実績を受け継ぎ「人」と「技」を両輪として新しい風を吹き起こし、より良い製品とサービスによって豊かな社会に貢献します。

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により社会・経済活動が大きく制限され、企業収益の悪化、個人消費の落ち込みやインバウンド需要の急減等、極めて厳しい環境で推移しました。また、変異ウイルスの拡大やワクチン普及の遅れ等が懸念されており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、持続的安定収益の実現に向けて、既存事業のシェア維持と新規顧客開拓、高付加価値製品の開発及び国内外グループの連携強化による新たな価値の創造に全社一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比16億円減の346億4千2百万円となり、経常利益は前年同期比2億3千万円減の23億1千5百万円となりました。この経常利益に、投資有価証券売却益8億2千4百万円の特別利益を加え、固定資産除却損1億4千9百万円等の特別損失1億9千1百万円及び法人税等8億6千6百万円を差引き、更に法人税等調整額1億円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比3億2千4百万円増の21億8千2百万円となりました。

以下事業部門別の状況をご報告いたします。

### 〔化学品事業〕

クロム製品はめっき向けが大幅に落ち込んだことにより、売上高は大きく減少しました。シリカ製品は環境関連向けが大幅に落ち込んだことにより、売上高は大きく減少しました。燐製品は液晶向けや半導体向けが好調に推移したことにより、売上高は増加しました。

この結果、化学品事業の売上高は、前年同期比12億5千2百万円減の142億5千7百万円となりました。

### 〔機能品事業〕

ホスフィン誘導体は好調に推移したことにより、売上高は増加しました。農薬は堅調に推移したことにより、売上高は前年同期並みとなりました。電池材料は低調に推移したことにより、売上高は大幅に減少しました。電子セラミック材料はICT向けや通信向け、自動車向けが堅調に推移したことにより、売上高は前年同期並みとなりました。回路材料は主要顧客向けが好調に推移したことにより、売上高は増加しました。高純度電子材料は半導体向けが好調に推移したことにより、売上高は大きく増加しました。その他の製品は医薬中間体が堅調に推移したものの、バリウム製品において主要顧客向けが落ち込んだことにより、売上高は減少しました。

この結果、機能品事業の売上高は、前年同期比3億1千9百万円減の151億5千1百万円となりました。

### 〔賃貸事業〕

賃貸事業は堅調に推移したことにより、売上高は前年同期並みとなりました。

この結果、賃貸事業の売上高は、前年同期比1百万円増の9億1千3百万円となりました。

### 〔空調関連事業〕

空調関連事業は半導体向けのケミカルフィルター及び量子コンピューター向け極低温冷却機器が好調に推移したものの、新規設計・施工及びメンテナンス需要が低調に推移したことにより、売上高は減少しました。

この結果、空調関連事業の売上高は、前年同期比1千8百万円減の33億9千9百万円となりました。

### 〔その他事業〕

書店事業は堅調に推移したことにより、売上高は前年同期並みとなりました。

この結果、報告セグメントに含まれない事業セグメントの売上高は、前年同期比1千万円減の9億2千1百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、44億4千3百万円で、その主な内容は以下のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備等
  - ・ 福島第一工場 電子セラミック材料設備 (増設)
- ロ. 当連結会計年度末現在工事継続中の主要設備等
  - ・ 徳山工場 電子セラミック材料設備 (新設)
  - ・ 福島第一工場 電子セラミック材料設備 (増設)
  - ・ 福島第二工場 高純度電子材料設備 (増設)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、設備投資の資金として金融機関より長期借入金を20億円調達致しました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 160 期	第 161 期	第 162 期	第 163 期
	2017.4.1 から 2018.3.31まで	2018.4.1 から 2019.3.31まで	2019.4.1 から 2020.3.31まで	2020.4.1 から 2021.3.31まで
売 上 高(百万円)	36,798	36,157	36,243	34,642
経 常 利 益(百万円)	4,009	3,057	2,545	2,315
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,774	2,154	1,857	2,182
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	315円45銭	244円90銭	211円21銭	248円11銭
総 資 産 (百万円)	62,044	65,497	65,950	70,196
純 資 産 (百万円)	34,518	35,497	35,768	39,075
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,924円25銭	4,035円61銭	4,066円52銭	4,442円58銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社及び関連会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社)			
東邦顔料工業株式会社	96百万円	100	無機顔料及び研磨材の製造・販売
株式会社日本化学環境センター	10百万円	100	環境に関する測定と証明
株式会社ニッカシステム	10百万円	100	不動産の管理、書店経営
日本ピュアテック株式会社	20百万円	100	空気浄化剤の製造販売、空調設備機器・装置の設計・施工・販売
ロックゲート株式会社	10百万円	(100)	理化学機器の製造・販売
JCI USA Inc.	200千米ドル	100	工業薬品の売買、情報サービスの提供
(持分法適用関連会社)			
関東珪曹硝子株式会社	172百万円	45	珪酸ソーダ硝子、コロイダルシリカの製造・販売
京葉ケミカル株式会社	200百万円	50	珪酸ソーダの製造・販売
エヌシー・テック株式会社	100百万円	50	亜酸化銅の製造・販売

(注) 1. 議決権比率の( )書きは、子会社による間接所有を表示しております。

2. 関東珪曹硝子株式会社は、2021年2月18日付で解散を合意し、清算手続き中であります。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、内外経済環境の回復が見通せず、事業環境の先行きは依然不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、このような状況のもと「成長戦略の推進と成果の実現」を最重要課題とし、以下の重点施策に取り組んでまいります。

- ① デジタル化社会の実現に貢献する電子材料向け製品への積極的投資を継続し、事業の更なる拡大に注力します。
- ② 「快適性の向上」・「エネルギーマネジメント」・「健康（命）を守る」の3分野を対象とした新製品開発を進め、新たな価値を創造します。
- ③ 東南アジアを中心とした新興国市場のニーズの掘り起こしを行い、海外現地企業とのアライアンスなどあらゆる可能性の探求を行い、海外市場における事業機会の獲得を図ります。
- ④ 工場のスマート化を推進し、品質改善、設備管理及び業務改善につとめ、安定操業の実現を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主要製品及び事業内容
化学品事業	燐製品、クロム製品、シリカ製品等の製造・販売
機能品事業	電池材料、回路材料、電子セラミック材料等の電子材料関連製品及びホスフィン誘導体、医薬中間体、農薬等の製造・販売
賃貸事業	不動産の賃貸・管理
空調関連事業	空調関連事業
その他事業	書店事業等

## (6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

### ① 当社

名 称	所 在 地
本社、化学品営業部、機能品営業部	東京都江東区
大阪地区営業事務所	大阪府大阪市中央区
福島第一工場	福島県郡山市
福島第二工場	福島県田村郡三春町
愛知工場	愛知県知多郡武豊町
徳山工場	山口県周南市

### ② 子会社

会 社 名	所 在 地
東邦顔料工業株式会社	東京都板橋区
株式会社日本化学環境センター	福島県郡山市
株式会社ニッカシステム	東京都江東区
日本ピュアテック株式会社	愛知県名古屋市中区
ロックゲート株式会社	東京都文京区
JCI USA Inc.	New York . USA

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
化 学 品 事 業	226名	—
機 能 品 事 業	320名	15名増
賃 貸 事 業	—	—
空 調 関 連 事 業	59名	3名増
そ の 他 事 業	78名	3名減
全 社 ( 共 通 )	72名	2名増
合 計	755名	17名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び派遣社員は含みません。  
2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。  
3. 賃貸事業につきましては、その他事業及び全社(共通)の従業員が兼務しております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
596名	19名増	41.1歳	19.0年

- (注) 従業員数は就業人員であり、パート及び派遣社員は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン①	5,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,116
シンジケートローン②	1,960
株式会社みずほ銀行	1,937
シンジケートローン③	1,700
シンジケートローン④	944
株式会社三井住友銀行	696
農 林 中 央 金 庫	420
日本生命保険相互会社	300
株式会社東邦銀行	260
明治安田生命保険相互会社	200
株式会社日本政策金融公庫	49

- (注) 1. シンジケートローン①は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他5行からの協調融資によるものであります。
2. シンジケートローン②は、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするその他16行からの協調融資によるものであります。
3. シンジケートローン③は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他5行からの協調融資によるものであります。
4. シンジケートローン④は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他3行からの協調融資によるものであります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,922,775株
- ③ 株主数 5,128名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行	2,001千株	22.75%
日本化学工業取引先持株会	696	7.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	556	6.33
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	430	4.89
明治安田生命保険相互会社	353	4.02
三菱UFJ信託銀行株式会社	300	3.41
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLLEQUITY	220	2.51
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	189	2.15
小西安株式会社	182	2.07
株式会社三井住友銀行	137	1.56

(注) 持株比率は自己株式 (127,069株) を控除して計算しております。

### (2) 政策保有株式について

当社は、取引関係の維持・強化等を目的に、中長期的に当社の企業価値向上に資する可能性等を検証した上で、必要と判断される株式を保有いたします。当該検証を踏まえ、保有する意義の乏しい銘柄については、市場への影響や事業面での影響等を考慮しつつ売却を行う方針です。

また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しております。

政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、その株式を管理する担当部門が担当役員に当該投資先企業の議案内容を事前に報告し、当該投資先企業の経営状況や当社との関係性等を勘案し、最終的には株主価値の向上に資するものかどうかの観点から個別に議案を精査して賛否の判断を行います。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	棚橋 純一	東海カーボン株式会社社外取締役 富士化学株式会社社外取締役
代表取締役 社長	棚橋 洋太	取締役会議長、経営会議議長 京葉ケミカル株式会社代表取締役
取締役兼常務執行役員	愛川 浩功	生産技術本部長
取締役兼執行役員	紺野 祥司	営業本部長 エヌシー・テック株式会社代表取締役
取締役兼執行役員	太田 秀俊	経営戦略本部長
取締役 (常勤監査等委員)	江口 幸夫	
取締役 (監査等委員)	古島 守	弁護士及び公認会計士 弁護士法人トライデント代表社員 株式会社セブテーニ・ホールディングス 社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	遠山 壮一	公認会計士 遠山公認会計士事務所代表 明星監査法人社員 伊藤志アドバンス・ロジスティクス投資 法人監査役員

- (注) 1. 古島守氏及び遠山壮一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である古島守氏及び遠山壮一氏を株式会社東京証券取引所 の 定め に 基づく 独立役員として 指定し、同取引所に 届け出 しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 常勤監査等委員である取締役江口幸夫氏は、当社の経理部や総務人事部等管理部門の業務経験を豊富に有し、リスク管理や内部統制、財務及び会計に関する知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役古島守氏及び遠山壮一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、江口幸夫氏、古島守氏、及び遠山壮一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役・監査役・執行役員(当事業年度に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第

430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、犯罪行為や意図的に行なった違法行為を免責とすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### ④ 取締役の報酬等

イ. 当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定め、同年5月18日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改定を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会が検証していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### 1. 基本方針

当社の監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬に関する基本方針は、持続的な企業価値向上の実現に寄与する当社取締役としての責務、能力に見合った水準とするとともに、業績向上のインセンティブとして機能する妥当な水準、体系とする。具体的には、金銭による固定報酬、業績連動報酬、及び株式報酬を支給する。

一方、監査等委員である取締役には金銭による固定報酬のみを支給する。業務執行から独立した立場にある監査等委員には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、業績連動報酬は支給しない。

##### 2. 固定報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

取締役の固定報酬については、第三者機関より入手した同業他社等の報酬データを参考に、取締役の役職に応じた責任と役割を勘案し作成した基本分テーブルに基づき決定し、毎月支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の業績連動報酬については、当社の重視する経営指標である営業利益等を基準にした業績分テーブルに基づき決定し、毎年当該事業年度終了後、毎月支給する。

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、監査等委員である取締役を除く取締役に対し、譲渡制限期間を当社の取締役を退任する日までの期間とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

※株式報酬については、本定時株主総会に議案上程しており、その内容は株主総会参考書類48頁を参照下さい。

5. 固定報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬における固定報酬と業績連動報酬の目安は、固定報酬を75%、業績連動報酬を20%、株式報酬を5%とする。

監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が限度額の範囲内で担当役員と原案を策定し、監査等委員会が検証した上で代表取締役が決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項に基づき、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	168	139	29	—	5
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	18	18	—	—	1
社 外 取 締 役	12	12	—	—	2

- (注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額3億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は6名 (うち、社外取締役は0名) です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち、社外取締役は2名) です。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標は主に営業利益等であり、その実績は事業報告7頁記載の「財産及び損益の状況」のとおりであります。
4. 取締役会は、代表取締役社長棚橋洋太に対し各取締役の固定報酬の額及び各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の業績連動報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	古 島 守	弁護士法人トライデント代表社員 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役 (監査等委員)	いずれも特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	遠 山 壮 一	遠山公認会計士事務所代表 明星監査法人社員 伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人監督役員	いずれも特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役(監査等委員) 古島 守	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士及び公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び企業法務や監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要な発言を行っております。
社外取締役(監査等委員) 遠山 壮一	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画、会計監査の活動実績及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、誠実に実行し、業務遂行するために、取締役会は取締役、執行役員及び使用人を対象とする「企業理念」「日本化学社員行動指針」「倫理規定」を制定する。
  - ・取締役、執行役員及び使用人に対し「日本化学社員行動指針」を配布し、法令を遵守するよう周知する。また、業務監査室は、業務監査を通じ、改善、指導等の意見をまとめ経営会議に報告し、是正する。
  - ・コンプライアンス全体を統括する組織として各部門代表者で構成される「倫理委員会」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。
  - ・コンプライアンスの推進については、「倫理規定」に基づき業務監査室及び総務人事部にその業務の窓口を設置し、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締り委員会及び監査等委員会にその結果を報告する。
  - ・取締役、執行役員及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、「内部通報制度規定」を制定し、運用する。
  - ・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び「文書規定」に基づき、適切に管理し、関連規定は必要に応じて適宜見直しを図る。
  - ・取締役、監査等委員及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。
  - ・「関係会社管理規定」に従い、グループ会社を管理するとともに、「関係会社運営基準」に基づき、当社子会社は重要事項を当社へ報告する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ・「リスク管理規定」を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。
  - ・不測の事態が発生した場合には、経営会議にて審議・決定を行い、その決定事項を各本部長から各部・各工場へ連絡するとともに、各部・各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
  - ・取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し、事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務機構運営に関する規定」「経理規定」「稟議規定」において、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また、各規定は必要に応じて適宜見直しを図る。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規定」「関係会社運営基準」に基づいて当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。
  - ・当社子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社子会社の業務の適正性を監視できる体制を整備する。
  - ・当社の業務監査室は定期的、又は必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制を整備する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を業務監査室員から任命する。
  - ・監査等委員会の職務を補助する業務監査室員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
  - ・監査等委員会の職務を補助する業務監査室員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する事項
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部門に関する重要事項、リスク・コンプライアンス及び賞罰の担当部門に関する重要事項等をすみやかに報告する。

- ・ 監査等委員は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、倫理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員又は使用人にその説明を求めることができるものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）のため必要な費用を会社に対して請求することができる。
- ⑩ その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会、会計監査人及び業務監査室員は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

## （2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2015年6月25日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上及び内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

- ① 業務執行の効率性の向上に関する取り組みの状況
- ・ 取締役会を15回、経営会議を37回開催しております。
  - ・ 取締役会において、当社グループの経営成績が報告され、経営課題と対策について確認及び検討を実施しております。

- ② リスク管理体制及びコンプライアンスに対する取り組みの状況
- ・環境安全品質会議を開催し、環境、安全、品質それぞれの課題と対策について確認及び検討を実施しております。
  - ・倫理委員会を開催し、コンプライアンス上の課題と対策について確認及び検討を実施しております。
  - ・法令違反、不正行為の早期発見を目的として、当社内部監査部門に内部通報窓口を設置しております。
  - ・内部通報の件数や概要については、監査等委員を含む取締役全員に報告しております。
- ③ 監査等委員会に関する運用状況
- ・監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
  - ・監査等委員会は内部監査部門が行った監査に対する報告を受けるほか、内部監査部門とコミュニケーションを図り、効果的な監査体制を構築しております。
- ④ 内部監査に関する運用状況
- ・内部監査部門が、年間の監査計画に基づき当社各部門及び当社グループ会社に内部監査を実施しております。
  - ・内部監査部門は、監査等委員を含む取締役全員に監査結果を報告しております。

#### <コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、『如何なる市場環境変化の時代においても、高収益体質企業を実現させ、長年蓄積してきた「人と技術」を通して、高品質の製品とサービスを提供し、価値創造企業へ向けて更なる挑戦を行う。』との経営の基本方針を実現し、株主利益に根差したコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つとして捉え、経営監督機能を充実するための各種施策を実施するとともに、会社情報の適時適切な開示、企業倫理向上及び法令遵守等を実行することによって、コンプライアンス強化に努めていきます。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、株主重視の基本方針の下、安定的かつ継続して配当を行うことを経営上重要な施策の一つとして位置付けております。将来に向けての成長を目指した投資等に必要な内部留保資金を確保しつつ、配当を高める経営努力を続けます。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり35円とさせていただく予定であり、これにより、年間の1株当たりの配当金は、中間配当金35円を加え、1株当たり70円となります。

# 連結計算書類

## 第163期連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,598</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,525</b>
現金及び預金	10,004	支払手形及び買掛金	3,802
受取手形及び売掛金	11,297	短期借入金	8,300
商品及び製品	4,374	未払法人税等	658
仕掛品	2,393	未払消費税等	256
原材料及び貯蔵品	2,021	賞与引当金	435
その他	531	設備関係未払金	2,092
貸倒引当金	△23	その他	1,979
<b>固定資産</b>	<b>39,598</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,595</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>30,874</b>	長期借入金	7,283
建物及び構築物	11,731	繰延税金負債	2,173
機械装置及び運搬具	7,201	退職給付に係る負債	1,387
土地	7,730	持分法適用に伴う負債	424
建設仮勘定	3,271	その他	2,326
その他	938	<b>負債合計</b>	<b>31,120</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>589</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	33	<b>株主資本</b>	<b>35,365</b>
その他	556	資本金	5,757
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,133</b>	資本剰余金	2,269
投資有価証券	7,044	利益剰余金	27,693
長期貸付金	8	自己株式	△354
繰延税金資産	147	その他の包括利益累計額	3,709
退職給付に係る資産	351	その他有価証券 評価差額金	3,445
その他	604	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△22	為替換算調整勘定	△7
		退職給付に係る 調整累計額	270
<b>資産合計</b>	<b>70,196</b>	<b>純資産合計</b>	<b>39,075</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>70,196</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第163期連結損益計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		34,642
売 上 原 価		26,799
売 上 総 利 益		7,843
販売費及び一般管理費		5,060
営 業 利 益		2,783
営 業 外 収 益		288
受 取 利 息 及 び 配 当 金	130	
そ の 他	158	
営 業 外 費 用		755
支 払 利 息	81	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	517	
環 境 対 策 費	79	
支 払 手 数 料	39	
そ の 他	36	
経 常 利 益		2,315
特 別 利 益		824
投 資 有 価 証 券 売 却 益	824	
特 別 損 失		191
固 定 資 産 除 却 損	149	
災 害 に よ る 損 失	42	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,948
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	866	
法 人 税 等 調 整 額	△100	765
当 期 純 利 益		2,182
親会社株主に帰属する当期純利益		2,182

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第163期連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日残高	5,757	2,269	26,126	△354	33,799
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△615		△615
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,182		2,182
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,566	△0	1,566
2021年3月31日残高	5,757	2,269	27,693	△354	35,365

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2020年4月1日残高	2,467	0	20	△519	1,968	35,768
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△615
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,182
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	978	0	△27	790	1,740	1,740
連結会計年度中の変動額合計	978	0	△27	790	1,740	3,307
2021年3月31日残高	3,445	0	△7	270	3,709	39,075

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 第163期貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,052</b>	<b>流動負債</b>	<b>16,986</b>
現金及び預金	8,324	買掛金	3,057
受取手形	584	短期借入金	8,283
売掛金	8,760	リース債	2
商品及び製品	3,686	未払金	141
仕掛品	2,241	未払費用	126
原材料及び貯蔵品	1,944	未払法人税等	602
前渡金	70	未払消費税等	220
前払費用	102	預り金	1,602
短期貸付金	254	賞与引当金	375
未収入金	91	設備関係未払金	2,092
その他の金	1	関係会社整理損失引当金	430
貸倒引当金	△10	その他	50
<b>固定資産</b>	<b>38,982</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,009</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>30,629</b>	長期借入金	7,077
建物	9,717	リース債	6
構築物	1,877	繰延税金負債	2,258
機械及び装置	7,119	退職給付引当金	1,393
車両運搬具	33	資産除去債務	168
工具、器具及び備品	788	長期未払金	104
土地	7,810	長期預り金	2,000
リース資産	8	<b>負債合計</b>	<b>29,995</b>
建設仮勘定	3,274	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>537</b>	<b>株主資本</b>	<b>31,603</b>
ソフトウェア	386	資本金	5,757
その他	150	資本剰余金	2,269
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,815</b>	資本準備金	2,267
投資有価証券	6,662	その他資本剰余金	2
関係会社株式	280	<b>利益剰余金</b>	<b>23,931</b>
関係会社出資金	124	利益準備金	937
長期貸付金	8	その他利益剰余金	22,994
長期前払費用	158	固定資産圧縮金	3,038
前払年金費用	385	積立金	16,000
その他	218	別途積立金	3,955
貸倒引当金	△22	繰越利益剰余金	3,955
<b>資産合計</b>	<b>65,035</b>	<b>自己株式</b>	<b>△354</b>
		評価・換算差額等	3,435
		その他有価証券	3,434
		評価差額金	3,434
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>純資産合計</b>	<b>35,039</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>65,035</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第163期損益計算書

(自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,537
売 上 原 価		23,007
売 上 総 利 益		6,530
販売費及び一般管理費		4,065
営 業 利 益		2,465
営 業 外 収 益		342
受 取 利 息 及 び 配 当 金	180	
そ の 他	162	
営 業 外 費 用		232
支 払 利 息	82	
環 境 対 策 費	83	
支 払 手 数 料	39	
そ の 他	26	
経 常 利 益		2,575
特 別 利 益		824
投 資 有 価 証 券 売 却 益	824	
特 別 損 失		674
固 定 資 産 除 却 損	127	
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	430	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	75	
災 害 に よ る 損 失	42	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,725
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	758	
法 人 税 等 調 整 額	△100	657
当 期 純 利 益		2,067

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第163期株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)  
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
	資本剰余金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2020年4月1日残高	5,757	2,267	2	937	3,038	16,000	2,503	△354	30,152	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					0		△0		-	
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1		-	
剰余金の配当							△615		△615	
当期純利益							2,067		2,067	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△0	-	1,451	△0	1,451	
2021年3月31日残高	5,757	2,267	2	937	3,038	16,000	3,955	△354	31,603	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	2,460	0	2,460	32,613
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△615
当期純利益				2,067
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	974	0	974	974
事業年度中の変動額合計	974	0	974	2,425
2021年3月31日残高	3,434	0	3,435	35,039

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

日本化学工業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口依里 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸山高雄 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

日本化学工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関口依里 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丸山高雄 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第163期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人与協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

日本化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 江 口 幸 夫 ㊟

監 査 等 委 員 古 島 守 ㊟

監 査 等 委 員 遠 山 壮 一 ㊟

(注) 監査等委員古島守及び遠山壮一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は307,849,710円となります。なお、中間配当金35円を加えた当期の年間配当金は、1株当たり70円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当		取締役会への出席状況
1	棚橋 洋太	代表取締役社長	<b>再任</b>	100% (15回/15回)
2	愛川 浩功	取締役兼常務執行役員兼生産技術本部長	<b>再任</b>	100% (15回/15回)
3	紺野 祥司	取締役兼執行役員兼営業本部長	<b>再任</b>	100% (15回/15回)
4	太田 秀俊	取締役兼執行役員兼経営戦略本部長	<b>再任</b>	100% (15回/15回)

**再任** 再任取締役候補者





候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
3	紺野祥司 <small>こんのしょうじ</small> (1957年8月23日生) <b>再任</b>	1981年4月 当社入社 2007年4月 当社有機営業部長 2012年7月 当社化学品営業部長 2014年4月 当社執行役員兼営業本部長 兼化学品営業部長 2015年4月 当社執行役員兼営業本部長 2017年6月 当社取締役兼執行役員兼営 業本部長兼機能品営業部長 2017年7月 当社取締役兼執行役員兼営 業本部長 (現在に至る)	株          4,550
	重要な兼職の状況 エヌシー・テック(株)代表取締役		
取締役候補者とした理由 紺野祥司氏は、営業部門等の業務経験を豊富に有しております。また、社内の各種会議等において、特に営業戦略の観点からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
4	おお た ひで とし <b>太田秀俊</b> (1958年11月12日生)  <b>再任</b>	1981年4月 当社入社 2009年7月 当社経営企画部長兼IR広報 部付部長 2011年4月 当社経営企画室付部長 2013年4月 当社経営企画室長 2014年4月 当社執行役員兼経営企画室 長 2018年4月 当社執行役員兼経営戦略本 部長 2018年6月 当社取締役兼執行役員兼経 営戦略本部長 (現在に至る)	株          4,626
取締役候補者とした理由 太田秀俊氏は、営業部門及び経営企画部門等の業務経験を豊富に有しております。また、社内での各種会議等において、特に経営戦略の観点からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			

(注) 1. 候補者 棚橋洋太氏の特別利害関係

同氏は、京葉ケミカル(株)の代表取締役を兼務しており、同社は当社の営業の一部と同一部類の営業を行っております。当社は同社より商品・原材料の購入及び同社への原材料の供給の取引関係があります。

2. 候補者 紺野祥司氏の特別利害関係

同氏は、エヌシー・テック(株)の代表取締役を兼務しており、同社は当社の営業の一部と同一部類の営業を行っております。当社は同社より商品・原材料の購入及び同社への原材料の供給の取引関係があります。

3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 各候補者の所有する当社の普通株式数は、当期末(2021年3月31日)現在の株式数を記載しております。また、日本化学工業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載の通りです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため1名を増員することとし、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	
1	佐藤 学	経理部長	<b>新任</b>
2	古島 守	社外取締役（監査等委員）	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
3	遠山 壮一	社外取締役（監査等委員）	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
4	多田 智子	社外取締役（監査等委員）	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

**新任** 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者  
**社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数 株
1	<small>さとう まなぶ</small> 佐藤 学 (1962年5月1日生) <b>新任</b>	1987年4月 当社入社 2012年6月 当社経理部長 (現在に至る)	2,422
取締役候補者とした理由 佐藤 学氏は、当社経理・財務部門における長年の経験と当社グループの事業内容及び財務等に関する豊富な見識に基づき、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると期待し、監査等委員である取締役候補者としております。			







4. 遠山壮一氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏の再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 多田智子氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合には、同氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
6. 当社は、古島 守氏、遠山壮一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当社は、本定時株主総会において、古島 守氏及び遠山壮一氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、佐藤 学氏、多田智子氏が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、両氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 古島 守氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。遠山壮一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
8. 各候補者の所有する当社の普通株式数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、日本化学工業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載の通りです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年6月25日開催の当社第157期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定め に 服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内にて、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3千万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.3%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.4%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2021年2月10日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定め、同年5月18日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改定を行っております。

その概要は事業報告14頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はありませんでした。

また、現在の対象取締役は5名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合の対象取締役は4名（うち社外取締役0名）となります。

## 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、その交付日から当社の取締役を退任する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

## (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了する時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び理事に対し、割り当てる予定です。

以 上

## 株主メモ

事業年度  
定時株主総会  
株主確定基準日

4月1日～翌年3月31日  
6月下旬

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 定時株主総会議決権行使株主 | 3月31日 |
| (2) 期末配当金受領株主     | 3月31日 |
| (3) 中間配当金受領株主     | 9月30日 |

その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。

株主名簿管理人及び  
特別口座の口座管理機関  
同連絡先（注）

三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

電話 0120-232-711（通話料無料）

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場証券取引所  
公告方法

東京証券取引所

電子公告により行います。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

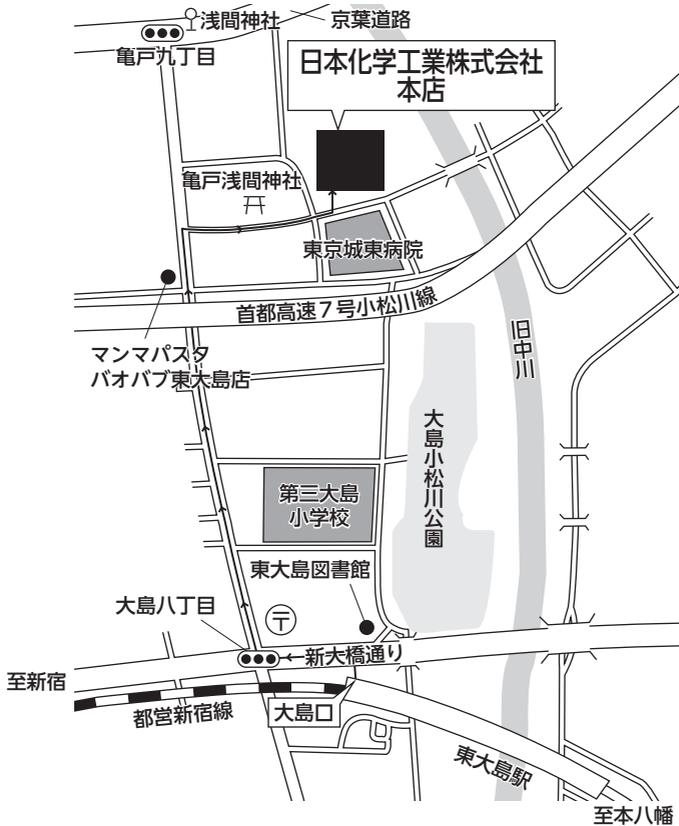
公告掲載URL

<https://www.nippon-chem.co.jp/>

### （ご注意）

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

# 株主総会 会場ご案内図



日本化学工業株式会社本店 研究棟記念ホール  
〒136-8515 東京都江東区亀戸九丁目11番1号

電話 03 (3636) 8111

- JR総武線「亀戸駅」(東口)下車、水神森バス停留所よりバス(今井、葛西駅前、小岩駅前行きのいずれか)にて浅間神社下車、徒歩5分。
- 地下鉄都営新宿線「東大島駅」(大島口)下車、徒歩8分。

※当日は当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので  
ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても  
軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。